⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

（測量等）

①　予決令第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者

③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　一般競争（指名競争）参加資格の審査

（建設工事）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、⑴に掲げる経営的事項及び⑵に掲げる技術的事項の項目について総合審査数値を付与し、希望工事区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して一般競争（指名競争）参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については、「有」を記して一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

⑴　経営的事項

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直近に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直近２年又は３年の各営業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」

②　告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に定める「利払前税引前償却前利益」

③　告示第一の二に定める「経営状況」

④　競争参加を希望する工事区分の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」及び同２に規定する「元請完成工事高」

⑤　告示第一の四に定める「その他の審査項目」（社会性等）

⑵　技術的事項　平成18年10月１日から平成22年９月30日までにおける希望工事区分ごとの工事成績等

（測量等）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について審査し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

①　申請しようとする日の直近の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直近２年の各営業年度における希望業種区分の実績により算定した「年間平均実績高」

②　審査基準日の直近の営業年度における「自己資本額」

③　審査基準日における業種区分ごとの「有資格者の数」

④　審査基準日の前日までの営業年数（１年未満切捨て）

6　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

資格決定の日から平成27年３月31日までとする。

8　その他

⑴　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、国土交通省北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、国土交通省北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目札幌開発総合庁舎（電話011―621―1143）

⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶　後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　旭川市宮前通東4155―31（電話0166―32―2451）

⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎（電話0154―24―7135）

⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西４条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６－１（電話0152―44―6171）

⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６－１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1000）

⑾　北海道外、共同企業体　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

## 競争参加者の資格に関する公示

国土交通省の地方整備局（港湾空港関係に限る。）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、平成26年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

平成26年３月31日

国土交通省

東北地方整備局副局長　中野　則夫
関東地方整備局副局長　池上　正春
北陸地方整備局次長　松原　裕
中部地方整備局副局長　山根　尚之
近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎
中国地方整備局副局長　尾藤　勇
四国地方整備局次長　丸山　隆英
九州地方整備局副局長　大野　正人